

おいらせ町教育大綱

平成28年1月

おいらせ町

はじめに

おいらせ町は、平成18年3月の合併後、平成28年3月で誕生10年の節目を迎えます。当町は、「奥入瀬川の恵みと笑顔あふれるまち」の実現を目指して、平成30年度を目標年度とした「第1次おいらせ町総合計画 後期基本計画」を平成25年度に策定し、各種施策を進めています。これまで教育・文化の面においては、平成23年2月に百石中学校新校舎が完成、同年4月阿光坊てづくり古墳館がオープン、平成24年7月においらせ音頭が完成、平成25年3月に下田中学校新体育館が完成、同年11月に木ノ下小学校第2体育館が完成といった教育施設の整備や文化の発展に努めてまいりました。また、国史跡阿光坊古墳群のガイダンス施設（おいらせ阿光坊古墳館）の工事が順調に進んでおり、平成28年12月完成、平成29年3月の開館を目指しています。さらに学校給食センター新設に向け事業を進めているところです。

そのような中、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月から施行されました。改正のポイントは、①首長と教育委員会の責任体制を明確化、②「総合教育会議」の設置、③教育の条件整備など重点的に講ずべき施策等について教育委員会との間で協議・調整を行う、④『教育大綱』を首長が策定する、などです。首長と教育委員会の両者が、相互に教育行政の方向性を共有し、その役割と責任に応じ、より一層の連携を図りながら人づくりを推進していなければなりません。

この法律改正を受け、当町の「教育大綱」を策定しました。次世代を担う子どもたちが、心身ともにたくましく、人間性豊かに育つための教育環境を提供するとともに、生涯にわたって学び続けられる環境整備に向け、この大綱の具現化に努めていくものであります。

平成28年1月

おいらせ町長 三 村 正太郎

1 おいらせ町教育大綱の策定にあたって

(1) 大綱策定の趣旨

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成27年4月に施行されました。

今回の法改正では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化などを図ることを目的として、教育委員会制度が見直されました。

このうち、大綱の策定については、地方公共団体の長は、民意を代表する立場であるとともに、教育委員会の所掌事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有していること。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっていることから、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整して策定することとなりました。

(2) 大綱の位置づけ

おいらせ町教育大綱は、現行の「おいらせ町総合計画」を基礎として策定するものです。本大綱では、町政全体として、教育や人材育成に取り組むための基本方針や施策の方向性を示しています。

(3) 大綱の期間

本大綱の対象期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とします。

(4) 大綱の見直し

教育を取り巻く環境の変化や施策の進展状況などを踏まえ、町総合計画との整合を図りながら、適宜、見直しを行います。

2 おいらせ町教育大綱の目標

第1次おいらせ町総合計画後期基本計画（平成26年3月策定）やおいらせ町町民憲章（平成19年6月制定）を基本として、本大綱における当町の教育に関する目標（目指すべき将来像）を次のとおり定めます。

【目標】（目指すべき将来像）

町民憲章の理念に基づき、郷土愛に対する思いを深め、心身共に健康で、豊かな情操と創造力に富み、学びをとおして、夢を実現できる人づくりを目指します。

おいらせ町町民憲章

平成19年6月13日
おいらせ町告示第55号

私たちは、大海にそそぐ奥入瀬の清流と緑の平野に生まれたおいらせ町民です。

私たちは、郷土の文化を高め、豊かで活力あふれる町にするため、ここに町民憲章を定めます。

- 一、自然の恵みに感謝し、美しいまちをつくりましょう。
- 一、心と体を鍛え、明るく元気なまちをつくりましょう。
- 一、働く喜びを持ち、豊かなまちをつくりましょう。
- 一、思いやりを大切にし、心ふれあうまちをつくりましょう。
- 一、手を取り合い、安全で住みよいまちをつくりましょう。

3 おいらせ町教育大綱の基本方針

町政全体として次の四つを基本方針とし、学校、家庭、地域社会、関係機関等との連携を図りながら推進していきます。

【基本方針1】

夢の実現に向けて、学ぶ楽しさと喜びを実感させ、
個を生かし、生きる力をはぐくむ学校教育

【基本方針2】

ふれあいの輪を広げ、共に学び合い、
心豊かな生活の実現を目指す社会教育

【基本方針3】

郷土の伝統芸能や文化財の保存継承と活用

【基本方針4】

心身の健康を保ち、楽しさと感動を体験する生涯スポーツ

4 主な取組み

それぞれの基本方針を踏まえた主な取組みは次のとおりです。

【基本方針1】

夢の実現に向けて、学ぶ楽しさと喜びを実感させ、
個を生かし、生きる力をはぐくむ学校教育

【主な取組み】

(1)教育内容・指導の充実

- ・子どもたちが、授業の中で学ぶ喜びを感じ、自ら学び、考え、確かな学力を身につけることができるよう、授業改善と学習習慣の育成に努める。
- ・子どもたちが、自らの生き方を考え、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質、能力、態度の育成に努める。

(2)心の教育の充実

- ・子どもたちが他人を思いやる心・命を大切に作る心を持ち、正しい判断のもとに行動できるよう、道徳性の育成に努める。
- ・子どもたちが自分自身を価値ある存在だと感じ、自分が好きになり、何事にも自信を持って行動できるよう、道徳教育及び特別活動の充実に努める。

(3)体育・健康教育の充実

- ・心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、自ら進んで健康、体力づくりに励む子どもたちの育成に努める。
- ・学校給食センターの整備を行い、効率的な運営体制を構築し、食育の推進を図るとともに、栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい給食の提供に努める。

(4)特別支援教育の充実

- ・特別な支援を必要とする子どもたちが、そのもてる力を最大限に生かして自立や社会参加ができるよう、個々の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。
- ・そのために必要な特別支援教育支援員※1の適切な配置に努める。

※1 特別支援教育支援員：学校に在籍する発達障害を含む障害などのある子どもたちを適切に支援するために、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、学習障害（LD）の児童生徒に対する学習支援、多動性障害（ADHD）の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う者をいう。

(5)情報化に対応する教育の推進

- ・子どもたちが正しい情報活用能力を身につけることができるよう、情報モラルに関わる指導の充実に努める。
- ・学校ICT※2教育環境の充実に向けて計画的な整備を行い、情報教育の推進に努める。

※2 ICT：Information and Communication Technologyの略である。日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。具体的には、パソコンはもちろんのこと、電子黒板・実物投影機・DVD動画・プレゼンテーションソフトなどを活用することで、グラフや資料を効果的に使用し授業の効率化を図っています。

(6)国際化に対応する教育の推進

- ・子どもたちが、我が国や諸外国の文化と伝統について理解し、国際社会に貢献できるように、国際理解教育の推進に努める。
- ・ALT（外国語指導助手）の活用や言語活動の工夫・充実によるコミュニケーション能力の育成に努める。

(7)幼保小中連携の推進

- ・子どもたちが、生活の変化に適応し、豊かな育ちをつなげることができるよう、情報交換会を行うなど幼・保・小・中の連携に努める。

(8)学校施設の整備・充実

- ・子どもたちが安心して学習できる環境を整備するため、防災機能の強化や老朽化対策などの施設整備の充実を図る。

【基本方針2】

ふれあいの輪を広げ、共に学び合い、
心豊かな生活の実現を目指す社会教育

【主な取組み】

(1)豊かな人間性を育む生涯学習の推進

心豊かな生涯学習社会の実現のため、町民一人一人が自由に学習機会を選択し、自らの力で学習する習慣を身につけ、生涯を通じて自分の力で新たなことを学び、自己実現が図られる地域社会の構築を図る。

①生涯学習推進環境の充実

- ・各種団体との連携を強化しながら、社会教育団体等への活動支援を継続するとともに、各種学習支援制度の活用を促進する。
- ・多種多様な学習機会の充実と人材育成として、各種講座や講演会、ワークショップなどにより住民ニーズに対応した学習機会を提供する。また、子どもの放課後や休日を利用した青少年の体験活動を実施する。
- ・家庭教育支援の充実として、家庭の教育力向上のために、乳幼児家庭教育学級、小中学校家庭教育学級を実施する。

②社会教育施設等の整備・充実

- ・公民館やみなくる館（図書館を含む）、大山将棋記念館、おいらせ阿光坊古墳館について、住民ニーズに対応した施設の運営を図るため、施設機能を充実させ、利用の促進を図る。

③学習成果の発表と活用

- ・生涯学習イベント等の活性化として、生涯学習の集大成である生涯学習フェスティバルを、人づくり・まちづくりにつながるように創意工夫し実施する。

(2)青少年の健全育成

青少年の健全な育成を推進するため、家庭、学校、地域社会や関係団体が、それぞれの活動を通じ共通の理解を深め、町民総参加による青少年の健全な心と社会力の育成を図る。

①健全育成活動等の推進

- ・子ども会育成連合会への活動支援や成人式の開催などにより青少年育成を推進する。また、青少年育成町民会議を中心に、連合PTAや生徒指導連絡協議会など関係機関との連携を強化し、青少年健全育成事業の推進を図る。

②安心できる地域社会の実現

- ・青少年育成町民会議やあいさつ運動連絡協議会において、声かけ運動を推進する。

(3)芸術文化活動の推進

町民が個性あふれる芸術活動等を通して郷土愛を深め、創造力を高めるため、主体的・創造的な芸術文化活動や文化交流できる環境を整備するとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会の拡充を図る。

①個性あふれる芸術文化の創造と継承

- ・小学校及び中学校を中心に、専門家等による優れた芸術文化鑑賞の機会を提供する。また、文化に関する表彰により功績を顕彰するほか、文化庁補助事業等を活用しながら文化団体の支援と指導者の育成を図る。

②将棋によるまちづくりの推進

- ・全国将棋祭り実行委員会による全国将棋祭りや各種将棋大会の開催、また、大山将棋記念館を拠点とした将棋教室の開催等により将棋の普及と人材育成を図る。

【基本方針3】

郷土の伝統芸能や文化財の保存継承と活用

【主な取組み】

(1)文化財の保護と活用

- ・町民が郷土愛を深め文化の向上に資するため、文化財を学習素材として活用しながら町の歴史や文化の学習機会を提供するなど、郷土愛を育む環境づくりを行い、町の文化財の保存・継承・活用を図る。
- ・史跡の整備と計画的な調査を実施するなど、文化財の保護・継承・活用を図る。特に、おいらせ阿光坊古墳館の整備により、阿光坊古墳群の保存・活用を推進していく。また、住民との協働による文化財の活用として、ボランティアの養成や阿光坊古墳群保存会の育成を図る。

(2)伝統芸能の保存と継承

- ・郷土芸能保存会への活動支援などにより、後継者を育成し郷土芸能の継承を図る。

【基本方針4】

心身の健康を保ち、楽しさと感動を体験する生涯スポーツ

【主な取組み】

(1)だれもが楽しめるスポーツ・レクリエーションの振興

- ・豊かなスポーツライフを実現するため、町民一人一人が、それぞれの生活スタイルに適したスポーツを見つけ、それぞれのレベルに応じたスポーツ活動を楽しむことができるよう、様々なスポーツ活動の機会や情報の提供に努める。
- ・生涯にわたって健康で豊かな生活を送るには、子どもの頃からスポーツに親しみ、体力づくりや運動の習慣化が重要なことから、学校や関係団体等と連携して子どものスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ少年団等の活動支援を図る。

(2)競技スポーツの推進

- ・町民のスポーツへの意識を高めるとともに町民に夢と感動を与えるため、関係団体との連携のもと、各種競技会、大会において当町選手が活躍できるよう、指導体制の整備を図る。また、優秀な成績をおさめた選手・指導者の表彰を行うなど、競技力の向上、選手の育成、指導者の育成、環境の整備に努める。

(3)スポーツ・レクリエーション施設の整備

- ・町民がいつでもスポーツを行うことができ、また、気軽にスポーツ活動等へ参加できるように、スポーツ施設の整備・充実を図るとともに、利活用の促進に努める。

(4)町体育協会・スポーツ推進委員との連携強化

- ・子どもから高齢者までが、世代間交流を通じて気軽にスポーツを楽しめるようにするため、町体育協会が行う各種大会やスポーツ教室開催への支援や、スポーツ推進委員との連携を強化する。